

倫理綱領の解説

2024.8

前文

綱領

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

行動規範

解説

- 介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定される、介護にかかる一定の知識や技術を習得している介護福祉の専門職です。
介護福祉士は、専門的知識や技術を持つ専門職であるため、職業倫理に基づく行動が強く求められています。
倫理基準(行動規範)は、介護福祉士が社会に対する責任を全うするために、倫理綱領に基づく具体的な行動の価値判断の基準を示すものです。
この倫理綱領、倫理基準(行動規範)は、高齢者福祉の分野、障害者福祉の分野、児童福祉の分野、医療の分野、その他様々な分野で活動するすべての介護福祉士を対象としています。
前文は、介護福祉士が目指す社会のあり様と、介護福祉士の在り方としての基本的な姿勢を表しています。
- 人は誰でも、人生の過程において、介護福祉ニーズを有する可能性があります。そうしたときでも、基本的人権(人権)を享有する個人として、尊厳ある日常生活・社会生活が営めることが望まれます。
- 多様な生活の場がありますが、地域の中で、地域社会の一員として、安全に、安心して暮らし続けられるよう、その人が望む生活・心豊かな暮らしを支えることが、私たち介護福祉士に求められる大切な使命です。
- 介護福祉士は、こうした理念と使命の下、介護福祉ニーズを有する人たちが安心して、歳を重ねること、暮らし続けていくことのできる社会の実現に向けて、専門職として真摯に最善の介護福祉サービスの提供に努めます。
- 心豊かな暮らしとは、決まった定義やあり様があるものではなく、例えば、安全・安心・安楽、どこで誰とどのように暮らしていくか、一日の過ごし方や将来の在り方、趣味や嗜好、生きがいなどといった様々なものの組合せによってかたちづくられるものであり、一人ひとり異なるものです。具体的なイメージが掴めている場合もあれば、そうではない場合もあります。その人にとっての心豊かな暮らしとは何か、その人自身と向き合い、利用者本位の立場から支援をしていくことを通じて、模索し、実現していくことに介護福祉の価値があります。
- ここでいう「介護福祉サービス」は、制度に位置付けられたものだけに限らず、制度に位置付けられていない取組や業務以外で行われる自主的な地域での取組など、介護福祉士として提供するすべての取組を表現しています。

1 利用者本位、自立支援

綱 領

1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

行動規範

1. 介護福祉士は、利用者をいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切にし、利用者本位であることを意識しながら、心豊かな暮らしと老後が送れるよう介護福祉サービスを提供します。
2. 介護福祉士は、利用者が自己決定できるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。
3. 介護福祉士は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
4. 介護福祉士は、利用者の心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた介護福祉サービスを提供して、利用者の自立を支援します。

解 説

- 介護福祉士は、人種、信条、性別、社会的身分、心身の状況や経済状況など、どのような理由であっても差別的な言動や不平等な取扱いを行うことはせず、介護福祉ニーズを有する人(ここでは「利用者」と表現します。)はもちろん、すべての人の基本的人権(人権)を最大限に尊重し、擁護します。

介護福祉士は、すべての人をかけがえのない存在として尊重するとともに、様々な事情により介護福祉ニーズを有している人々が、心豊かに暮らし続けられるように介護福祉サービスを提供します。その際、「今、このとき」の支援にとどまらず、最期まで心豊かな暮らしを送れるように、時間経過の視点も踏まえます。
- 自分で自分のことを決めること(自律)、自分で自分のことを行うこと(自立)は、大切な権利の一つです。

ここでは、「自立」の範囲に「自律」も含めて「自立」と表現しています。ただし、ここでいう「自立」は、利用者の心身の状況や利用者を取り巻く環境等により、他者の支援を受けたり社会資源を活用したりすることによる自立も包含して捉えています。

介護福祉士は、利用者の心身の状況や利用者が置かれている状況をよく把握し、利用者が有している意思や能力に応じて、理解や判断、意思表示がしやすくなるように情報提供などにおいて配慮するとともに、利用者がその権利を十分に行使できるよう、自立に向けた支援を行います。

あわせて、身体的自立、精神的自立、経済的自立、社会的自立など自立には複数の面があることを認識し、根拠に基づいて意図的に、自立に向けた支援を行います。

利用者は、すべてを知りたいことを望むのではなく知らないでいることを希望したり、他者に判断を委ねたりすることもあります。また、自己決定に基づく判断や行動が、利用者自身に不利益をもたらしたり他者の権利を侵害したりすることもあります。介護福祉士は、このような意思や選択も尊重するとともに、不利益や権利侵害を回避するための調整や工夫を行い、利用者本位の立場から利用者にとって最良の支援を志向します。
- また、介護福祉士自身の価値観と利用者の価値観が一致しないこともありますが、介護福祉士は、その違いを認めたくえで利用者の価値観を尊重します。

2 専門的サービスの提供

綱 領

2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもつて専門的サービスの提供に努めます。
また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

行動規範

1. 介護福祉士は、利用者の生活の質の向上を図るため、的確な判断力と深い洞察力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。
2. 介護福祉士は、常に専門職であることを自覚し、質の高い介護を提供するために向上心を持ち、専門的知識・技術の研鑽に励みます。
3. 介護福祉士は、利用者を一人の生活者として受けとめ、豊かな感性を以て全面的に理解し、受容し、専門職として支援します。
4. 介護福祉士は、より良い介護を提供するために振り返り、質の向上に努めます。
5. 介護福祉士は、自らの提供した介護について専門職としての責任を負います。
6. 介護福祉士は、専門的サービスを提供するにあたり、自身の健康管理に努めます。

解 説

- 介護福祉士が提供する取組として介護福祉サービスがありますが、この取組は、介護福祉士の専門性をもって提供されるものであることから、ここでは「専門的サービス」と表現しています。
- 介護福祉士は、利用者の生活の質の維持・向上、心豊かな暮らしの実現・継続のために、個別の状況やニーズに応じて、専門的サービスの提供を行います。
介護福祉や保健医療福祉等に関する知識・技術は日々進展し、社会・経済状況や生活課題も変化しているため、人々や社会のニーズも複雑化・多様化・高度化しています。
こうしたニーズに対応していけるように、利用者自身や利用者の生活を理解するために、豊かな感性を養うとともに、専門的知識・技術を深化させるために研修や研究などを通じて研鑽を積み重ねることが必要です。
介護福祉士が、より質の高い介護を提供するために、職能団体が行う研修やあらゆる研修の機会の活用、情報収集などにより積極的に研鑽を積み重ね、専門的知識・技術の向上に努めることは、専門職としての責務です（「資質向上の責務」が社会福祉士及び介護福祉士法においても規定されています）。
- 介護福祉士が提供する介護には絶対的な正解はありませんが、自らの提供した介護を振り返り、より良い介護の提供に努めることが介護福祉士に課された役割であり、そのようにし続けることが、自らの提供した介護や介護福祉サービスについて専門職として責任を持つということです。
振り返れば、一層、より良い介護の提供ができたのではないかと悩むこともありますが、それでも、どうしたらより良い介護を提供できるか模索し続ける姿勢が介護福祉士に求められていることを自覚することが大切です。
- また、利用者等からの評価を真摯に受けとめ、自己点検を行うことや自己の能力を的確に把握すること、研究者だけでなく実践者も介護福祉に関する研究に取り組むことで理論知と実践知を融合させ、新たな知見を創出していくことなども、より良い介護の提供や質の向上に資するものと考えられます。
- 対人援助職である介護福祉士は、介護や介護福祉サービスの提供に当たって、感情の統制や緊張などによる心身への負荷などが少なくありません。介護福祉士が、専門職としての役割と責任を果たせるよう、専門的サービスを提供し続けられるよう、自身の心身の健康を守ることも不可欠です。

3 プライバシーの保護

綱 領

3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

行動規範

1. 介護福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。
2. 介護福祉士は、利用者の個人情報を収集または使用する場合、その都度利用者の同意を得ます。
3. 介護福祉士は、利用者のプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持します。また、その義務は生涯にわたって継続します。
4. 介護福祉士は、記録の保管と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に管理・対応します。

解 説

- 利用者に対して、プライバシーが大切なものであること、守られるものであることを伝えるなど、プライバシーの権利を認識できるような働きかけを行っていくことも、プライバシーを保護することに通じる大切な働きかけです。
- 介護福祉士は、利用者のプライバシーに関わる個人の情報や秘密を知り得る立場にあります。利用者の氏名や生年月日、顔写真などのほか、利用者の心身の状況や生活歴、家族関係や家庭環境、経済状況といった通常であれば秘密にすることや私生活に関する事などがその対象として想定されます。

介護福祉士が保護するプライバシー、守るべき個人の情報は、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に規定される「個人情報」や、利用者の基本情報を記録した「フェイスシート」などの範囲にとどまるものではなく、利用者が秘密にしたいと思っていることなども含まれ、プライバシーの保護においても利用者本位の視点を持つことが重要です。

- 介護福祉士は、介護福祉士という専門職に対する信頼を基にして、利用者や家族から情報提供を受けたり、介護福祉サービスの提供等に際してプライバシーに関わる個人の情報や秘密に触れる機会があります。

介護福祉士は、プライバシーに関わる個人の情報や秘密の重要性を認識し、情報の収集や使用は必要な範囲にとどめるとともに、個人情報を使用する際に必要となる同意についても、利用者や家族に理解できるように説明し、形式的な同意とならないようにすることが必要です。

- 業務上知り得た利用者の秘密を守ること(「秘密保持義務」)は、利用者の権利擁護のためだけでなく、利用者やその家族等との信頼関係を損ねない(「信用失墜行為の禁止」)ためにも重要であり、これらは、社会福祉士及び介護福祉士法においても規定されています。業務中はもちろん、実践の場から離れたり、日本介護福祉士会を退会したあとも秘密保持義務は続き、プライバシーの保護をし続けなければならないことを自覚することが必要です。

そのため、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、日頃の個人情報の使用時だけでなく、記録の保管や廃棄についても、責任を持って向き合う責務があります。

4 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

綱 領

4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

行動規範

1. 介護福祉士は、利用者の生活を支えることに対して最善を尽くすことを共通の価値として、他の介護福祉士及び保健医療福祉関係者と協働します。
2. 介護福祉士は、利用者や地域社会の福祉向上のため、他の専門職や他機関と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、より質の高いサービスを提供するように努めます。
3. 介護福祉士は、他職種との円滑な連携を図るために、情報を共有します。

解 説

- 利用者の心身の状況等に応じて、利用者の生活の質の維持・向上、心豊かな暮らしの実現・継続のためには、領域を超え、制度に位置付けられたサービスだけでなく、社会資源の活用など、様々なサービスを組み合わせ、総合的に提供することが必要です。
- 最適なサービスを総合的に提供するためには、介護福祉士だけでなく、保健医療福祉などの関連する他の専門職や専門機関、地域住民等の関係者と積極的に連携し、協力した取組とすることが求められます。こうした取組の積み重ねは地域社会の福祉向上へもつながっていきます。
- 利用者を中心とした目指すべき支援の方向性は共通のものですが、それぞれの立場で、専門性や着眼点、目標に向けてのアプローチ方法等は異なります。介護福祉士は、その人が望む生活・心豊かな暮らしを支えることを志向する専門職として、利用者との相互作用の中で介護や介護福祉サービスを提供する立場から、他職種や他機関等と連携・協働することを通じ、利用者にとって、より最適で総合的なサービスの提供のために行動します。
そのためにも、介護福祉士は、自らの専門性だけでなく、他の専門職等の専門性や役割などの理解を深めることが必要であり、プライバシーの保護に留意したうえでの適切な情報共有を行うことが必要です。
なお、より最適なサービスを総合的に提供するためには、それぞれが専門性を発揮しながら、相互に創意・工夫・努力を行って連携・協働すること、円滑な連携・協働のために、日頃から関係構築に努めることが求められます（「連携」が社会福祉士及び介護福祉士法においても規定されています）。

5 利用者ニーズの代弁

綱 領

5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

行動規範

1. 介護福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、ニーズを代弁していきます。
2. 介護福祉士は、社会にみられる不正義の改善と利用者の問題解決のために、利用者や他の専門職と連帯し、専門的な視点と効果的な方法により社会に働きかけます。

解 説

- 介護福祉士は、利用者が基本的人権(人権)を享有する個人として、尊厳ある日常生活・社会生活が営めるよう、利用者の権利を擁護し、その権利の行使を支援します。
- 介護福祉士が行う権利擁護のための働きかけとして、利用者本位や自立支援の観点から利用者が主体的に意思等を表明・表出できるように支援することや、利用者自ら権利侵害の状況を克服していく力を獲得できるように支援することが挙げられます。
このほか、利用者の権利を擁護するため、権利侵害の状況の解決のために、利用者に代わって意見等を表明・表出する「代弁」の役割・機能があります。
- 介護福祉士は、利用者が表明・表出した主訴や要望(デマンド)を受けとめ、真摯に向き合います。主訴や要望(デマンド)がニーズであることもありますが、利用者は、心身の状況や社会的立場の弱さなどにより意思の表明・表出や福祉サービスの利用等の手続きを行うことに困難を伴う場合があるため、表明・表出されていないニーズや利用者が自覚していないニーズがあることも意識する必要があります。真のニーズとは何かを考え、気づき、受けとめる感性や姿勢を持つことが、専門職として欠かせません。
主訴や要望(デマンド)のように表明・表出されたものも含め、心情や感情などの内面、身体的な状態や生活の状況などを勘案し、今求められていること、長期的な視点から求められていることを整理し、介護福祉サービスの提供過程を通じて利用者の意思や選好を推定するなど、利用者の立場に立って、ニーズを代弁していくことも介護福祉士の役割です。
- 介護福祉士は、社会に存在する不正義の改善や、利用者の権利侵害の状況の解決、権利擁護のために、状況に応じて、他の専門職をはじめ、関係者・関係機関と協力して働きかけます。

6 地域福祉の推進

綱 領

6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

行動規範

1. 介護福祉士は、地域の社会資源を把握し、利用者がより多くの選択肢の中から支援内容を選ぶことができるよう努力し、新たな社会資源の開発に努めます。
2. 介護福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会施策や福祉計画の影響を認識し、地域住民と連携し、地域福祉の推進に積極的に参加します。
3. 介護福祉士は、利用者ニーズを満たすために、係わる地域の介護力の増進に努めます。

解 説

- 利用者やその家族にとって、介護とは、介護が必要な状態に直面してはじめて向き合うものであることが少なくありません。また、利用者のニーズは複雑化・多様化・高度化しており、深く悩んでいることもあります。地域において、介護に関連する社会資源等は、必ずしも十分に備えられているとは限らず、情報が行き届いていないこともあります。
そうした現状と利用者の望む生活・心豊かな暮らしとの間のギャップ、つまり、社会全体には制度・政策上の問題・課題が存在するほか、地域に目を向ければ、社会資源の不足や家族の介護負担、生活や将来設計への不安などが問題・課題として生じていることから、各地域に存在する向き合うべき、解決すべき問題・課題を、ここでは「地域において生じる介護問題」と表現しています。
- 地域において生じる介護問題を解決していくために、介護福祉士には、課題意識を持って介護福祉サービスの提供を行うことが求められます。
介護福祉サービスの提供に当たっては、制度に位置付けられたサービスだけではなく、地域の社会資源の把握や支援、開発などが、利用者に最適なサービスを総合的に提供するうえでは欠かせないことであるとともに、そうしたことの積み重ねが地域の介護力の強化に寄与します。
- 介護福祉士が、専門職として介護福祉の知識・技術の普及を図ることは、地域の自助・共助の力を育むことに通じ、地域の介護力の強化に寄与します。
取組の例として、地域のコミュニティにおけるリーダーシップの発揮、社会資源の開発と活用、地域の介護福祉ニーズの評価、地域へのエンパワメントと教育、地域のイベントやネットワークづくりなどにおいて、積極的に活動することなどが挙げられます。
- 社会施策や福祉計画は、国、都道府県や市町村などといった地域における今後の介護福祉や地域福祉の方向性や内容、サービスの量などに関わりがあります。
地域の介護力が強化されることは、今、地域で暮らす介護福祉ニーズを有する人を支えることでもあり、また将来にわたって、人々が、地域で安心して暮らし続けられるようにすることでもあります。
介護福祉士には、利用者を含む地域で暮らす人々、地域で働く人々、地域を取り巻く人々や関係する組織、制度・政策等に、日頃から積極的に関心を持って接することにより、地域福祉の推進に努める姿勢が求められます。

7 後継者の育成

綱 領

7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

行動規範

1. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の向上に励み、次世代を担う後進の人材の良き手本となり公正で誠実な態度で育成に努めます。
2. 介護福祉士は、職場のマネジメント能力も担い、より良い職場環境作りに努め、働きがいの向上に努めます。

解 説

- 介護福祉サービスに限らず、質の高い介護の提供を将来にわたって保障するためには、介護福祉士が個人として専門的知識・技術の向上に励むことはもちろん、介護福祉士自身が獲得した専門的知識・技術や経験を活かして、将来を担う後継者の育成に努めることも責務です。
- 介護福祉の専門的知識・技術を継承していくに当たっては、自己研鑽と同様に社会・経済状況の変化に対する理解や、進展していく介護福祉や関係領域の知見も取り入れ、介護福祉士の教育水準を高めていくことが必要です。
- 介護福祉士には、介護職チームのリーダーとしての役割が求められています。身近な後継者育成として、後進の人材の良き手本としての態度で臨むとともに、職場の人間関係や教育体制の環境整備など、職場でのマネジメント能力の発揮が期待されています。

あとがき

- 日本介護福祉士会倫理綱領(以下「倫理綱領」という。)、日本介護福祉士会 倫理基準(行動規範)(以下「倫理基準」という。)は、介護福祉士が目指すべき在り方や、介護福祉士としての職業倫理を表しています。

したがって、改めて倫理綱領や倫理基準(行動規範)に向き合えば、介護福祉の専門職としてどのように職務や取組、実践に臨むか、自らの立ち位置を確認することができる内容であることも読み取れるものだと思います。
- 日本介護福祉士会では、介護福祉士の専門性を「利用者の生活をより良い方向へ変化させるために、根拠に基づいた介護の実践と共に、環境を整備できること」と定義し、以下の3項目で整理しています。
 - ① 介護過程の展開による根拠に基づいた介護実践
 - ② 指導・育成
 - ③ 環境の整備、多職種連携

このうち、「介護過程の展開」については、倫理綱領及び倫理基準だけでなく、解説においても明示的には触れていません。ただ、これらに向き合っていたら、「介護過程の展開」についても、明記はされていないものの、その考え方などが記述されていることに気が付けるのではないのでしょうか。
- 介護福祉士としての日々の職務や取組、実践は、より良い介護のための試行錯誤と葛藤の連続です。迷ったときには、倫理綱領や倫理基準に向き合うことによって、私たち介護福祉士にとって大切なこと、目指すべきものは何か…、介護福祉の専門職としての自らの立ち位置を確認する中で気が付くこともあるでしょう。

何度も読み返して、自らがどのように職務や取組、実践に臨むかを見つめ直し、倫理綱領や倫理基準への理解を深め、介護の質を向上させ続ける営みが、一人ひとりの介護福祉士に根付いていくことを願っています。
- 倫理綱領や倫理基準を読み解き、理解する上で、この解説が一助となれば幸いです。
- また、時代とともに、社会・経済状況や生活課題のあり様、介護福祉士に対する社会的要請が変化していくこと、介護福祉に関連する知識・技術が進展していくことが想定されます。

本解説については、介護福祉士が目指すべき在り方や介護福祉士としての職業倫理を伝えていく上で時代に即したものとなるよう、定期的に見直しが行われることが望まれます。